

# 環境影響評価準備書に対する意見及び事業者の見解

事業計画について		
項目	意見の概要	事業者の見解
自然の重要性	<p>良好な自然環境にある勅使ヶ池緑地をこのまま市民の憩いの場として将来のため残し、守っていくべきである。(意見書)</p> <p>本計画区域の土地を積極的に買収し、自然緑地の保全に努めるべきである。(公聴会)</p>	<p>現存する良好な自然環境を守っていくためには、それを現状のまま保全するのではなく、計画的に保全し、人為的に形成し、良好に管理することが重要であると考えている。本事業はこの考え方に基づき対処しているところである。</p>
自然破壊	<p>この地は良好な自然環境にあり、緑地指定を変更して行う墓園の計画は自然破壊につながる。(意見書)</p>	<p>本墓園計画は良好な自然環境を保全し、活用することを基本として設置するものである。現況の地形を尊重し、良好な樹林地は保全し、潜在自然植生に則した回復緑地の形成などを条件として計画しているので、自然破壊につながるものではないと考える。</p>
計画の再検討	<p>交通便利、緑多き環境等を充分考慮し、価値を最大限にいかすような構想ならともかく、もっと本場に名古屋市のためになる価値ある計画を出すようにしてもらいたい。(意見書)</p>	<p>本市においては、かねてから公営墓地に対する要望が強く、現状から将来の需要に対応するための墓地建設が急務となっている。</p> <p>計画区域は、勅使池、愛知用水の水景に富み、地形もなだらかで良好な樹林地を形成し、豊富な鳥、昆虫類の生息地になっているなど自然環境の優れた地である。</p> <p>従って、この地の良好な自然環境の保全と活用を図り、本地区を静寂で清浄な環境の緑豊かな墓園として整備し、市民のニーズに対応してまいりたいと考えている。</p>
環境破壊	<p>60haのうち47haもの土地を改変するような計画では当然環境破壊を伴う。(意見書)</p>	<p>本事業では60haのうち47haを改変することになっているが、計画策定への環境保全の配慮として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 良好な樹林地は自然保全地区に特定し保全する。また、回復緑地は潜在自然植生に則した植栽など自然回復を促進する措置を施す。</li> <li>b 勅使池畔など優れた自然景観は原則として保全する。</li> <li>c 現況丘陵地を尊重し、地形の大幅な変更を少なくしている。</li> </ul> <p>等を考慮しているため環境破壊をひき起こすことはないと考えている。</p>
自然を活かす計画策定	<p>計画区域の自然と地形を可能な限り残すよう配慮すること。(意見書)</p>	<p>本墓園計画の策定にあたっては、この地の良好な自然環境を重要視し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 勅使池、愛知用水付近の樹林地約9.8ha(計画区域の約16.4%)を自然保全地区に特定し、良好な樹林地を保全するとともに、回復緑地との一体化を図り鳥、昆虫類などの良好な生息環境を形成する。</li> <li>b 造成計画では、変化に富んだ丘陵地の地形を活用し、切土、盛土を極力少なくしている。</li> <li>c 勅使池畔、水際線など優れた自然景観は、保全する。等の配慮をしている。</li> </ul>

<p>施設排水の処理計画及び公共下水道の整備</p>	<p>施設排水は、工事中しかないのはなぜか。一部供用から完成時までの施設排水処理計画を具体的に明らかにすべきである。</p> <p>また、施設排水は昭和75年度には公共下水道に排出するというが、市の公共下水道の具体的整備目標を明らかにし、その実現性を検討するべきである。(意見書)</p> <p>当地のような市街地の進んでいない地域での下水道の敷設は、赤字を増大させるばかりである。土壌浄化法等、小規模浄化で区域内処理することも考えるべきである。(公聴会)</p>	<p>墓園の建設は、16ヶ年の長期に亘り施行する予定である。各施設の建設時期、墓地供用等の詳細は未確定の部分もあるが、施設排水の処理については次のように考えている。</p> <p>a 墓園の各施設からの汚水は、名古屋岡崎線及び諸ノ木附近の2ヶ所で、原則として公共下水道に排水する。</p> <p>b 昭和61年度には2千基の墓地貸付を予定しており、この供用に対応するため名古屋岡崎線の整備に合わせ、徳重南部地区の公共下水道への接続を図り、墓園の北域と南域の一部の施設の排水を可能にする。</p> <p>なお、南域の残部の施設排水に対応する諸ノ木地区の公共下水道の接続については、同地区の市街化の進展に伴い整備される公共下水道の状況により接続を行う。</p> <p>c 盆、彼岸のピークには、補完的に移動式の仮設便所に対応する。</p> <p>また、本市の公共下水道整備は、基本計画に示されているように市街化区域の人口普及率100%を目標に、市街化の進展に合わせ人口密集地域から優先的に整備を進める方針となっている。</p> <p>本計画区域の西側地域一帯は、市街化区域で下水道整備が予定される区域である。</p> <p>既に徳重南部地区は区画整理の実施に伴い下水管が布設されており、さらにはその周辺地域でも市街化の気運が高まっている等、今後本地域一帯の市街化に合わせ下水道の施設整備がなされるものと考えている。</p>
<p>交通計画</p>	<p>公共交通機関による墓園利用についての計画を具体的に示すべきである。(意見書)</p>	<p>市民のための墓園でありその利便性という観点から、公共交通機関の導入が不可欠と考えている。</p> <p>従って、今後関係機関と協議し具体化を計るべく対処してまいりたいと考えている。</p> <p>交通計画の考え方</p> <p>a 平常</p> <p>(a)周辺住宅地の市街化の動向を勘案し、既存バスルートからの延長を検討</p> <p>(b)墓地の供用状況を勘案し、地下鉄などの近傍駅からの新設バス運行ルートを検討</p> <p>b 盆、彼岸</p> <p>(a)平常時ルートでの増発</p> <p>(b)臨時ルートによる臨時専用バス運行</p>

環境項目について

項目	意見の概要	事業者の見解
水質	<p>水処理で凝沈等を行うとあるが、使用する凝集剤及びその影響を明らかにすべきである。</p> <p>また、凝集沈殿物の処理(廃棄)についてはどうなるのか。(意見書)</p>	<p>勅使池の利水状況から、工事中の濁水の処理が重要である。沈砂池、調整池での自然沈降を原則とするが、気象条件、濁水発生頻度等により必要に応じて凝集剤による処理を行い、水質の保全を図ることとしている。</p> <p>凝集剤は多方面で多く利用されている市販のもので、無機系、有機系高分子凝集剤を予定しているが、その使用にあたっては性状、適用範囲、毒性の有無等メーカーの資料により確認し、勅使池への影響を最小限にとどめるための十分な技術的管理に努めることとしている。</p> <p>また、凝集沈殿物の処理は原則として区域内で埋立てするが、凝集剤の使用度合等を勘案し区域外搬出も合わせて検討する。</p>
	<p>評価として供用時には汚濁物質負荷量は現況より減少するとあるが、自然排水は治水の調査結果を勘案し、約80%の表土改変、緑被地の半分が芝生であることから、その保水性からみても現況の倍以上になる。</p> <p>また、池周辺を歩く人の数も年間にして約30～100倍になるとしたら、評価はでたらめである。(意見書)</p>	<p>調査結果から勅使池の富栄養化は、人為的な汚濁負荷によるものであり、汚濁負荷発生源として民家、畜産施設、農地及び養魚をあげている。</p> <p>以上のこと、御指摘のことを事業面から考えると、</p> <p>a 園内の雨水排水経路には、直接、窒素、リンが流入する要因がない。</p> <p>b 墓園利用者の排泄物は、公共下水道に排出する。</p> <p>c 計画区域内に現存する汚濁負荷発生源は取り除かれる。</p> <p>また、自然排水に係る汚濁物質負荷量の変化の算定には、人工化に伴い流出係数が高まる分は加えている。</p> <p>以上のことから汚濁物質負荷量については、予測のとおりであるため評価は妥当であると考えている。</p>
	<p>水広下川の水質が低下する。(意見書)</p>	<p>水広下川の水質は、測定結果(S57.8.26放流予定地点、最上流部附近)からBOD1.8ppmときれいである。しかしながら同流域では徐々に宅地開発が進められてきており、これとともに同川の水質も変化するものと考えられる。</p> <p>墓園からは、雨水、修景用水のみの排水で問題はないと考えている。</p>
	<p>地下水の水質調査がなされていないが、計画区域の1/2が禿山になり水質が著しく変化すると思われるが、この計画では地下水汚染にどのように対処するのか。(意見書)</p> <p>伏流水に関する調査が行われていない。水系の乱れ等が懸念される。(公聴会)</p>	<p>御指摘のとおり地下水の水質調査は行っておりません。このことは、本事業の実施により地下水汚染をひき起す行為(地盤安定処理のための薬液注入、汚水の地下浸透処理等)を行わないため、地下水汚染は発生しないと考えているからである。</p> <p>なお、造成工事時、水脈攪乱による一時的に発生する濁りにより支障が生じた場合には、適宜調査を行い適正な対策を講じ対処する。</p> <p>伏流水についても(4)( 上述)と同様に対処する。</p>
	<p>工事中、土砂による浮遊物質は十分な対策が必要と考えるが工法との関連で、対策を具体的に明らかにすべきである。(意見書)</p>	<p>御指摘のとおり、勅使池の利水状況との関係から浮遊物質対策が重要である。</p> <p>工事施行の方針は、3工区に分割し段階的の整備を行うこととしているが、各工区においても用地買収や本事業の特性等から一括全面工事は避け、細分して実施する予定である。</p> <p>なお、現段階では細分の内容は未定であり、ここで</p>

		<p>は土砂対策の基本施策を述べ、具体的には、詳細設計時に基本施策を踏まえ適切な対策を検討し、実施してまいる。</p> <p>基本施策</p> <p>a 十分な容量の沈砂池、調整池を設置する。</p> <p>b 造成地での土砂流出防止策を講じるとともに、裸地放置期間の短縮化に努める。</p> <p>c 土砂流出防止施設等の十分な管理、勅使池への放流箇所での定期的水質検査、必要に応じて凝集剤による水質保全の管理を行う。</p>
緑地	<p>緑地現況図と供用時の緑地分布図を比較すると緑は半減している。(意見書)</p> <p>緑の大气污染防治は明らかである。本計画に伴う緑の削減を危惧している。(公聴会)</p>	<p>緑の量については、緑被地の量により環境影響評価を行っているが、予測結果のとおり供用時での緑被地率は計画区域面積の68.9%となり、現況の緑被地率よりも上回っている。</p> <p>また、樹林地等の緑地は、供用時では墓所及び園路の一部、保全・回復緑地で約27.8ha(計画区域面積の約46.3%)確保され、現況での山林、果樹園の27ha(同45%)より増加している。</p>
	<p>緑地の考え方がおかしい。緑被地率を計画区域の65%以上とあるがその半分が芝生ではないか。(意見書)</p> <p>田畑を除外している一方で芝生を算入している考え方は納得できない。芝生は日本の風土にも合わず、緑の質の面からも問題がある。(公聴会)</p>	<p>本計画では、緑地とは樹木を主体とし植物が永続的に生育できるための土地の区域とし、水面を含めている。</p> <p>また、緑被地率とは緑地を含め、緑地以外でも芝生等で緑化されている土地の区域としている。</p> <p>なお、芝生面積は緑被地の約20%である。</p>
	<p>環境保全とは自然緑地をそのまま残してこそ自然という。約80%改変し、芝生を植えて緑地とはおかしい。</p> <p>回復緑地というが、何百年もかかって今の様な緑地になったのに、回復には何百年もかかる。(意見書)</p>	<p>緑地については、(3)(上の項)に述べたとおりである。</p> <p>この地の自然環境の保全については、良好な樹林を保全し、種々の樹木等を周囲との調和を考慮して植栽することにより、新たなより優れた自然環境を墓園区域の中で形成し、保全に努めてまいりたいと考えている。</p>
	<p>樹林は互生し合って生きているものである。それを4/5まで切り開いておいて尚かつ保全に努めますとは、一体どう考えればよいのだろうか。(意見書)</p>	<p>計画では約47haの土地改変を行うことになっているが、山林のうち良好な樹林を形成する約38%を保全緑地とし自然保全地区に特定し、立入禁止等の措置により保全を図っている。</p> <p>また、回復緑地は潜在自然植生に則した植栽を行い、保全緑地と一体の森を形成するよう配置しており、適正な維持管理を行うことにより、この地の自然環境の保全が図られると考えている。</p>
植物	<p>評価として良好な植物の云々としているが、何を基準として良好な植物とするか不明である。(意見書)</p>	<p>本評価書では、植物およびその生育環境の評価基準を次のように考えている。</p> <p>a 本市の植生自然度分布に基づき、現存植生を4段階にランク付けを行い、比較的高いランクの箇所を代表樹林とする。</p> <p>b 本市の植物地理学上重要な種として、湿地性草本植物のモウセンゴケ、イシモチソウ、ミズスギを珍しい植物とする。</p> <p>c 枝ぶり、樹形に優れた巨木、老樹などを形態的に評価の高い植物とする。</p>

	<p>d 植物群落的にみて自然生態系が形成されている地域を生態学的に重要な地域とする。</p>
<p>植生評価図から特定し、または移植保存して本場に保存され得るか。質的变化すなわち改変である。(意見書)</p>	<p>具体的造成の設計にあたっては、予め土地改変区域内の地形、植生など詳細な調査を行い、比較的评价の高い植物が確認された場合には、土地利用計画との整合を図りながら可能な限り現地保存を基本にその生育環境が保たれるよう配慮する。 また、現地保存不可能な場合には、植物の共存性、潜在自然植生等の検討を行い、表土の保全、活用を図りながら回復緑地への移植を行うとともに、適正な管理を行い保存に努める。</p>
<p>勅使ヶ池の緑は、名古屋市民の財産であり、次代に継承すべきものである。自然緑地の分断は、遷移、生態系の秩序の破壊につながる。大規模な改変を伴う本計画は、白紙撤回すべきである。(公聴会)</p> <p>植生自然度の高い勅使ヶ池周辺の緑の破壊が憂慮される。(公聴会)</p> <p>土地の改変は、貴重な動、植物、とくに湿地性植物の保全に影響を及ぼす。準備書の保全対策に対して、疑問がもたれる。(公聴会)</p> <p>植物の生態系を維持するためには、相当の広さを必要とする。緑地保全の上からも計画を再検討すべきである。(公聴会)</p>	<p>墓園の開発、整備に際しては、この地域の自好な地形、植生を考慮して極力保全し、これを活用するとともに積極的に自然環境に調和する緑地を新たに造成することを基本にしている。 現況調査の結果明らかになった植生自然度、珍しい小動物、昆虫類の生息環境について学術的評価を加え、保全すべき地域を特定し、自然保全地区として極力現状のままの状態を残す考えである。 保全に際しては、無機的な環境の変化を最小限にとどめるといことで、動物、鳥類等の生息環境の維持に配慮するほか、樹林地の保全に関しては、その外周部でのマント群落、ソデ群落の保護、生育方法の導入により生態系の維持に努めていく考えである。 保存することになる植物の評価については、昭和55年に名古屋市の行った植生自然度及び自然保護の調査の中で、植物の個体数、種属の維持能力、分布圏、植物の現況等から、特殊な環境を必要とする種、植物地理的に特殊な種などが明かになっており、この結果をもとに計画策定に際して市域に残った最後の砦となったアカマツ矮生林、モウセンゴケ、イシモチソウなどの植生群落を重視し自然保全地区の中に包含するようなかたちで保全していく考えである。また、将来的には、緑区の鷺津砦、守山区の竜泉寺の傾斜地にみられる、この地方に代表的なシイ、カシ、タブノキ林など、これらの形成を目標に対処していきたいと考えている。 改変地域については、地形、植生等詳細な調査を行い、比較的评价の高い樹林については、墓域内であっても可能な限り現状に近い状態で保全できるよう配慮していきたいと考えている。また、現地保存が不可能な場合においても、墓域以外の園地の中に移植し、良好な管理の下にその保存に努める考えである。 回復緑地については、現況の樹林の伐採、ごく軽易な改変を行ったのちに緑の回復を行う区域と比較的広く土地を改変して新たに緑地を創設する区域とがある。 軽易なものである愛知用水沿いの尾根筋の回復緑地については、潜在自然植生の考え方に則して樹種を選定し照葉樹林帯を形成するよう計画している。この回復緑地においては、地区内から発生する表土を集積し、その再利用をはかるための造成手法を検討しながら対処する考えである。 広く改変する区域、内環状の園路周辺の回復緑地については、これも潜在自然植生の考え方に則し樹種を選定し、緩衝性と緑陰機能を有する高木混交林を形成するよう計画している。 園路、広場、墓園会館等施設の周辺には、施設の機能、形状と調和するような植栽計画により、魅力</p>

		<p>のある景観を創造する考えである。</p> <p>墓域の中にあっては、墓碑との調和をはかるため低木の高密度植栽等修景を考えている。墓域の清浄な環境にふさわしい植栽については、魅力のある墓域を形成するよう、とくに景観面から検討を加えていきたいと考えている。</p> <p>潜在自然植生については、昭和49年、57年に本市の行った調査によっているが、今後事業を進めていく中で、さらに詳細な調査を行い、専門家の意見をききながら、この墓園における明確な潜在自然植生の解明にあたっていく。</p> <p>また、回復緑地では、とくに鳥類、昆虫類の良好な生息地とするため、餌場となる食餌植物をまじえ、種々の植栽を施す考えである。</p> <p>生態系を攪乱する恐れのある植物は植栽計画から除き、潜在能力を生かしたあるべき生態系にあわせて回復をはかっていきたいと考えている。</p> <p>なお、この墓園計画区域内の自然生態系がこの地方の広域的な生態系の中でバランスよく保持されていくためには、さらに検討を加え、専門家の意見をきくなどにより対応していきたいと考えている。</p>
	<p>点在している貴重な植物を育成し、自然度Bランクの地域を多く残す等、緑の保全に対し、現状をどれだけよくするかといった積極的姿勢が必要である。(公聴会)</p>	<p>50mメッシュ方式による現況の植生評価図では、Bランクは、全体の約40%強を占めている。</p> <p>本墓園の計画では、そのうち約55%を自然保全地区に特定するなど保全緑地としており、これは、潜在自然植生の態様を呈している愛知用水沿いの尾根筋付近と良好な樹林を形成している勅使池畔に確保している。</p> <p>また、(2)でも述べているとおり改変予定区域内においても比較的評価の高い植物の保存等を考慮することにより、Bランクの保全の向上に努める。</p>
<p>動物</p>	<p>予測では減少するとか、質的变化があるとしながら、評価では良好な環境が保持できるとはどうか。8割もの改変をしておいて保持できる保障はないに等しい。</p>	<p>本墓園の計画では、動物への影響を考慮して、勅使池畔の樹林は水辺の動物の生息地として、愛知用水附近の自然林を丘陵地の動物の生息地として自然保全地区に特定している。</p> <p>また、回復緑地はとくに鳥類の良好な生息地とするため、食餌植物の植栽による豊富な餌場の創設、種々の植栽、野趣に富む水場、ねぐらの確保などにより安定した生息環境となるよう配慮している。</p> <p>以上のことからこれらを良好に保全管理することにより、動物の生息環境は保持することが可能であると考える。</p>
	<p>動物の種類、個体数が減少し、工事により動物に対するよい環境が生まれるはずがない。</p>	<p>工事中の騒音、振動、生息地の改変により動物の種、個体数は一時的に減少することが予想されるが、改変と併行して自然環境の形成を行うことにより生息地が確保されるため、適正な保全管理に努めることにより、順次、動物の生息状況は良好な状態に回復するものと考えている。</p>
	<p>自然度の高いコナラ林の伐採等は比較的珍しい昆虫、鳥類の減少につながる可能性があるが、評価の点でこの点が欠けている。(公聴会)</p>	<p>比較的自然度の高い樹林は、可能なかぎり保全するよう努める。</p>

環境項目について		
項目	意見の概要	事業者の見解
景 観	手前勝手にシンボルタワー、ゲートブリッジ、墓園会館、園路、墓碑を景観向上要因施設と決めつけ現にある建造物を景観阻害要因施設と断言してはばからぬ。(意見書)	墓園にふさわしい景観施設を設置することを前提に、その墓園の景観の向上に寄与するか否かを判定するために、各施設について景観面からの評価を行ったものである。
	シンボルタワー、ゲートブリッジなど人工的なものが最大の景観阻害要因であり緑地としての景観の価値は無くなる。(意見書)	シンボルタワー、ゲートブリッジ等の施設は、墓園としての風致景勝地の中にあつて、自然風致との調和性に富んだ建造物として、また、意匠、形態に勝れた景観構成施設として設置されることとなるため、景観向上要因の評価値としては高い評価値を付すべきものと考えている。
	シンボルタワー、ゲートブリッジ等、墓園施設を墓園にふさわしい内容のものとしよ。(公聴会)	施設の配置にあたっては、風致景観に富む緑豊かな自然環境と調和するよう施設のデザイン、色彩に十分配慮する。
	評価式は全くおかしい。(意見書)	景観評価式は、墓園景観をより客観的、計量的に把握し、評価するために想定したものである。この式は、地区を代表する標準的な地点を特定し、その位置からの可視、不可視領域図を作成し、それを基に各景観構成施設の位置と評価値とを因数化し、総合化し、その地点における景観の総合評価を行っているものである。
廃 棄 物	調査不足である。(意見書)	本事業に起因する廃棄物の影響を予測するためには、現況と本事業における発生状況との間に関連がないことから、現況調査結果を予測の条件として用いる必要がない。
	名古屋市は「ごみ減量」を目標として大きく掲げている。従って保全目標としては「ごみを出来るだけ減少させる」を付け加えること。(意見書)	御指摘のとおり「ごみ減量」は、本市の環境行政の基本目標であり、本市行政の一環として行う本事業はこの目標に沿って対処しており、計画では、次のような対策を行うこととしている。  a 枯木、草、花等は肥料として再利用している。 b ガラス、鉄、紙の分別を行い、再資源し易くなる。  また、廃棄物の直接の発生主体が利用住民であることから、事業者(施設管理者)が発生廃棄物の量を減少させることには限界があるが、利用者に対し直接、間接にごみを出来るだけ減少させるための啓発に努め、廃棄物を適正に処理することにより、周辺地域への影響を軽減することを前提に目標を設定したものである。
	「枯木・草・花類を肥料として再利用」としているが、その具体的方策及び環境への影響を明らかにすべきである。(意見書)	枯木、草、花類は、本墓園内の緑地等の肥料、土壌改良材として再利用化を図る。 枯木、草、花類は年間約400～500トン程度発生すると予想されるが、墓園の保全・回復緑地内の適地に野積し、自然発酵させ堆肥化する。また、一部は堆肥舎に集積し、発酵剤の使用等人為的作用を加え、堆肥の速成化を図る。 なお、環境への影響としては、害虫の発生が想定されるが、殺虫など適正な管理に努めることにより周辺地域への影響は軽微であると考えている。
	墓参や公園へ遊びに来る人達の廃棄物は、計画区域外の周辺地域へ捨てられゴミ公害を助長	墓園内には、利用者数に対応する量のくずかごを、土地利用との整合を図り適正に配置するため、

	<p>する。(意見書)</p> <p>本事業により、廃棄物の不法投棄が起らないよう望む。(公聴会)</p>	<p>周辺地域への著しい影響はないと考えている。しかし、盆、彼岸時には多数の来園者の往来が予想され、周辺地域では、紙類、空き缶などの廃棄物の発生が少なからずあると考えられるため、供用後適宜実情調査を行い必要に応じて関係機関との調整を図りながら、ゴミ公害を除去するための有効な対策を講じてまいりたいと考えている。</p>
	<p>工事中、区域内で焼却する量の予測とそれに伴う大気汚染について予測すべきである。(意見書)</p>	<p>伐採木は約4万トン発生することになるが、処分の方針はおおむね次のようである。</p> <p>区域外処分.....根、幹など 約1.9万トン  再利用(丸太等木材、肥料)幹、枝葉など 約2.0万トン</p> <p>焼却処分.....枝、葉など 約0.1万トン</p> <p>日焼却量は、工期16年、年間焼却可能日を約100日とすると  <math>1,000t \div 16年 \div 100日 = 0.63t/日</math>  となり、この焼却には工事中の暫定措置として、焼却炉(焼却能力100kg/時程度)を仮設置し対処してまいる。</p> <p>また、大気汚染の影響については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 焼却炉は周辺地域への影響を考慮して適正な位置に設置する</li> <li>b 気象状況を考慮し焼却にあたる。</li> <li>c 法令等の規制基準を尊重し、焼却炉には集じん装置の取付けを行う。</li> </ul> <p>などにより環境保全に努めてまいるので周辺地域の住民の日常生活に著しい支障はないと考えている。</p>
	<p>市の「ごみ減量基本計画」策定に関する提言ではビンについてのデポジットの拡大を述べている。少なくとも勅使ヶ池墓園売店で売るビン・缶については、安易に埋立てごみを増やさないためにもデポジット制度を採用すべきである。(意見書)</p> <p>廃棄物の区域内処理に対し、いっそうの努力が必要である。デポジット方式の採用を先行的に押し進めるべきである。(公聴会)</p>	<p>本墓園売店で売るビン、缶についてのデポジット方式の採用は、現段階では困難と考えている。従って本墓園売店でのごみ減量の考え方として、現在行われている回収ビンのほか、缶、ビンについては分別化を図り再資源化し易いよう対処してまいる。</p> <p>なお、デポジット方式の制度化等今後の動向に合わせ、本事業への導入について検討してまいりたいと考えている。</p>
	<p>ごみの再資源化のためには、ごみの分別を単に可燃、不燃にするのではなく、もっと細かい分別にし、再資源化し易いよう配慮するべきである。(意見書)</p>	<p>本事業により発生する廃棄物のうち再資源化が可能なガラス類、缶、紙類については分別化を図る。</p>
	<p>サービス施設から生み出される生ごみも分別を徹底して勅使ヶ池墓園内での肥料としての再利用を図るべきである。(意見書)</p>	<p>生ごみの肥料化は廃棄物の再利用を図る有効な手段である。本墓園では樹木等肥料を必要とする緑被地は約41haあり、良好な自然環境の形成を図る上からも適正な施肥管理が大切である。この肥料については墓園内で発生する枯木、草、花類の肥料化を計画しており、その必要量も賄うことが可能と考えている。</p> <p>従って、現段階では生ごみの肥料化は考えていませんが、将来の本市の環境行政の動向に合わせて検討してまいる。</p>
<p>安全性 (交通)</p>	<p>墓園による発生交通量の根拠及びその信頼性について明示するべきである。(意見書)</p>	<p>計画の策定にあたっては、全国14都市21墓園についてアンケート調査を行い、本墓園の立地、計画諸条件等から類似墓園の調査結果を参考にし、検討している。</p> <p>発生交通量については、盆、彼岸のピークは墓参を主体としたマイカー利用、日曜など休日は墓参及び行楽利用の二面から、次のように算定している。</p>

a 盆、彼岸のピーク(年6日程度)

(a) 墓参のマイカー利用率は、類似墓園の調査結果を参考とし、本墓園の位置、交通条件を検討し、70%とした。

(b) 日最大墓参者数と墓碑数との関係から、墓碑1基当たりの墓参者数は類似墓園の調査結果から検討し、1.42人/基・日とした。

(c)以上のことから下のようになる。

ピーク墓参者数 36,000基 × 1.42人/基・日  
52,000人/日  
マイカー発生交通量 52,000人/日 × 70% ÷ 3人/  
台 12,200台/日

b 休日(日曜、祝日)

(a) 各月の命日の墓参者数は、各墓碑について2埋葬され、各命日に墓参されると、  
36,000基 × 1.42人/基・日 ÷ (30日 ÷ 2) 3,400人/日

(b) 行楽利用者数は、日本観光協会発行の「観光計画の手法・観光基本シリーズ27」(昭和51年)を参考として、土地利用区分、施設別から算定.....  
5,700人/回

(c) (b)の文献から園地での利用者の回転率は、1.7回/日とした。

(d) 墓参、行楽のためのマイカー利用率は、100%とした。

(e) 以上のことから、下のようになる。

休日利用者数 3,400人 + (5,700人/回 × 1.7回/  
日) 13,000人/日  
マイカー発生交通量 13,000人/日 ÷ 3人/台  
4,500台/日

発生交通量による排ガス予測について明らかにし、その対策も明示すべきである。(意見書)

本事業による自動車排ガス予測については、

a 発生交通量がピークになるのは、年に6日程度である。

b 平常の交通量(休日など4,500台/日、平日1,500台/日)は少なく問題はないと考えられる。

以上のことから、自動車排ガスの環境濃度への影響は軽微と考えており、環境影響評価は行っていません。

勅使ヶ池墓園の交通計画は極めて甘い。ピーク時には周辺道路では大きな渋滞が発生すると考えられる。(意見書)

名古屋市岡崎線の将来交通量(約2万7,000台/日)からみて、平常時では影響はないが、盆、彼岸のピーク時はやや混雑が予想される。

車の渋滞の解消という観点から、盆、彼岸のピーク時には、極力臨時の公共交通機関の導入を図り、マイカー利用の低減に努めることを基本に対処してまいる考えである。

本墓園への自動車のアプローチは、中央部の名古屋岡崎線部分をメインとし、補完的に北部で県道春木沓掛線、南部で市道との連絡を図るよう、三ヶ

		<p>所の導入部を設けており、交通の分散と利便を図る計画としている。</p> <p>本墓園への墓参、行楽時のマイカー利用の主要な導入ルートは、環状2号線から名古屋岡崎線を経て導入することが想定される。従って、本墓園の交通計画においては、事業計画の園路の基本形態をかえることなく、通行ルート、容量の配分等について若干の見直しを行い、次の考え方に基づいて計画の修正を行った。</p> <p>a メインの入口となる名古屋岡崎線接合部附近に墓園専用の出入車線を設け、流出入をスムーズにする。</p> <p>b 園内の各施設へのサービスを容易にし、交通の流れを円滑にするため、名古屋岡崎線接合部に出入用ループ園路、墓域内周辺にループ式幹線園路を設ける。</p> <p>c 駐車場を墓域の中央部及び外周ループ園路に近接して線状に配置する。また、本墓園の主要なアクセスとなる名古屋岡崎線の整備については、周辺市街地の整備と調整を図りながら、本墓園の供用に合わせ段階的に整備を進めることとし、本墓園中央部附近までの区間については、墓園関連事業として昭和61年度を目途に整備する方針である。</p>
	<p>工事車両による交通安全確保を確実に行うべきである。(公聴会)</p>	<p>工事車両の増加に伴う安全対策については、30年確率の降雨に際しても、現況の下流河川の流下能力をこえる雨水は流出させないよう調整池を設置するので、安全が確保できるものと考えている。</p>
<p>安 全 性 (治 水)</p>	<p>水広下川流域は、今後区画整理事業が予定されて宅地化と共に流量が増し、大降雨時には水害も予想されるのではないかと。(意見書)</p>	<p>墓園から水広下川への雨水の排水については、都市計画道路名古屋岡崎線を工事道路としての利用を含めて整備することで対処していく考えである。この道路の使用に際しては、その安全施策等周知のうえ協力を得ながら日常の通行の安全確保をはかる考えである。</p>
	<p>保水力の源である自然を切り開き、地表をもろくし人工的なばらばらの植栽で、全面積の1/2に及び芝生では、土地の保水力は全くない。この様な計画では今後下流の安全は永年にわたり確保できない。(意見書)</p>	<p>緑被地率の向上に努めることとしても、土地改変に伴い相対的に流出係数が高くなるため土地の保水力は低下するものと考えられる。従って本墓園の治水計画では、計画区域内の5流域末に森林法の規定による林地開発基準に適合する調整池を設置し、30年確率の降雨に際しても、現況の下流の流下能力をこえる雨水は流出させないことにしている。そのため放流先の河川等の安全は確保されるものと考えている。</p>
<p>大 気</p>	<p>飛散防止の保全対策とあるが、具体的には何か。散水などであれば、それを行う基準など具体的に明示するべきである。</p> <p>工事地区の風下地域では、長期にわたり浮遊粉じんにより生活に支障がでる。(意見書)</p>	<p>土ぼこりの飛散防止には、散水、防塵舗装等を工事用道路に、造成地には散水、転圧、播種などの直接的対策を講ずるとともに、裸地の放置期間の短縮、計画との整合を図りながら芝張り、植栽など裸地表面の早期回復を図る配慮を行い、環境保全に努めることにしており、周辺地域では著しい支障はないと考えている。</p> <p>また、これら対策の実施基準の具体化については、土ぼこりの飛散状況が、造成の状況、放置期間、土質、気象条件等複雑な要因に左右され、多様であるため現段階での一定化は適当でなく、具体的な造成の施行計画を策定するとき、同計画の内容、気象条件等の諸事項を考慮し適切な対策、その運用基準を検討し、実施してまいる。</p>

	<p>工事車両による土ぼこりは広域的な対策を、確実に行うべきである。(公聴会)</p>	<p>(1)(上の項)に掲げるような対策を講じるにあたっては、気象条件、関係居住者の生活への影響、農作物等の生育、収穫時期にも十分検討を加えていただきたい。</p>
騒音・振動	<p>振動の保全目標75デシベルはたかすぎる。民地ではすくなくとも65デシベル以下となるようにするべきである。(意見書)</p>	<p>墓園の建設工地上、特定建設作業も実施しなければならぬので、法令の規制基準を保全目標としたが、低振動工法の採用、軽量機械の使用など極力振動の低減化を図り環境保全に努めている。</p>
	<p>騒音、振動においては甚だ関係地域住民の生活に直接的に影響を及ぼす。(意見書)</p>	<p>工事が16年の長期に及ぶことから、低騒音・低振動工法の採用、公害防止型機械の使用、日曜などの休日及び早朝・夜間の作業制限の徹底化、その他民家付近での作業を極力避ける等の対策を講ずることにより環境保全に努めることとしているので、関係地域住民の日常生活への影響は最小限に止めることが可能と考えている。</p>
	<p>工事中の騒音、振動が乳牛に与える影響は計り知れないものがあります。十分注意していただきたい。(意見書)</p>	<p>乳牛に対する影響についても基本的には、前記と同様な対策のほか臨時的防護シートなどの措置を行う。</p>
	<p>工事中の騒音・振動により、畜産、養鶏に与える影響への効果的対策を行うこと。(公聴会)</p>	<p>畜産、養鶏に対しても(3)(上の項)と同様に行う。</p>
文化財	<p>私の所有地にやじり等出土するとあるが、10年前位から草を刈り、土を掘り、それこそ草の根を分けるようなことをしたけれどもそれらしい物は何も出て来なかった。(意見書)</p>	<p>御指摘の土地は、その一部が本市教育委員会にて保管している名古屋市遺跡分布図及び同基本台帳に搭載されており埋蔵文化財の包蔵地(遺跡番号14-41)となっている。従って、基本台帳の記録、発見者(専門家)の所持する資料及び専門家の表面観察(57年10月21日豊明市立合)により調査し、遺跡の範囲をきめたものである。          なお、現地調査に際しては、一部立入りの不能な土地について調査を省略した。</p>

その他		
項目	意見の概要	事業者の見解
環境項目の設定	環境項目設定についてマトリックス表の考え方は、現状把握も大変大雑把である。地表の47/60を改変して、水質、緑地、植物、動物に与える影響が軽微であるとは信じられない。(意見書)	環境項目の設定にあたっては、マトリックスの用法により分析しているが、この方法は表形式であることから、影響要因と環境構成要素間の因果関係が具体的に把握できる利点があること、又この種の分析には多方面で応用されているなどから信頼性は高いと考えている。 なお、本評価書では11項目(供用時7項目、工事中7項目)を取り扱っているが、この地の良好な自然を重要視し自然環境系の総合評価も行った。
環境保全目標の意味	環境保全目標は、目標ではなく「環境保全可能到達値」とすべきである。(意見書)	環境保全目標とは関係地域における維持すべき環境の水準を意味しているものである。従って目標を設定することは到達可能な水準を設定することであり、御指摘の趣旨と変わりません。
準備書の全般	この準備書においては納得できる具体性に乏しく、工期が長年にわたることからくる住民への精神的、肉体的苦痛に対する配慮が乏しい。(意見書)	本準備書では本事業に伴う環境の変化に起因して生ずる住民への精神的、肉体的苦痛が生じないよう、各環境項目ごとに環境影響評価を行い、具体的な環境保全対策を講じて対処している。
工事公害	近辺の住民にとっても事業が始まれば、いろいろな公害に悩まされることはいうまでもない。(意見書)  工事の実施にあたっては、予め地元関係者と事前の話し合い等、格段の配慮をすべきである。(公聴会)	墓園の建設は3工区分割を行い、改変と自然環境の形成を併行して進める段階的整備の方法により、16年の工期で実施する。そのため本評価書では、周辺地域への影響を考慮し工事施行に伴う大気、水質、騒音、振動、廃棄物、文化財、安全性(交通、治水)について環境影響評価を行い、各項目ごと具体的に環境保全対策を講じることとしている。従って工事公害の発生は最低限にとどめることが可能と考えている。 なお、工事施行にあたっては関係する地元に対し、事前通知、話し合い等を十分行い、円滑に進めてまいらる。
日照障害、病虫害等	計画区域周辺での修景植栽により、農地、農作物に対し日照障害、病虫害などの悪影響を生じさせないよう、樹種の選定に十分配慮すべきである。(公聴会)	墓園境界の東側に位置する農地については、部分的に日照の障害が考えられるが、その地域の植栽にあたっては、樹冠の小さな樹種の選定、中低木を混植するという植栽方法により対処していく考えである。
治安、事故	本事業により、治安の悪化、不慮の事故等が起こらないよう望む。(公聴会)	本墓園の管理体制を強化するとともに、利用者が集中する時期には交通整理員を各所に配置することにより対処する。
クロス評価	植生自然度に対して地形の傾斜度をクロス評価しているが、この評価基準に対して疑問が持たれる。(公聴会)	植生の保存については、植生評価図をもとにしている。また、クロス評価は計画アセスメント技法体系化のための文献調査、計画アセスメント国内事例調査昭和54年環境庁委託を参考としたものである。